



熊本県公報

第13381号
令和6年(2024年)
11月8日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定	(森林保全課) 1
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定	(〃) 2
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定	(〃) 2
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定	(〃) 2
○八代港公有水面埋立免許	(港湾課) 3
○公金の収納に関する事務委託	(森林整備課) 4
○児童福祉法第21条の5の3第1項の規定による指定障害通 所支援事業者の指定	(障がい者支援課) 4
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課) 4
○公有水面埋立変更承認(八代港)	(港湾課) 4
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 5
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律に基づく事業者の指定	(障がい者支援課) 5
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律に基づく事業者の廃止	(〃) 6
公 告	
○換地計画の決定	(農地整備課) 6
○県営土地改良事業計画の変更	(農村計画課) 6
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	(商工振興金融課) 6
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	(〃) 7
○農用地利用集積等促進計画の認可	(担い手支援課) 8
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 11
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃) 11
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃) 11
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃) 11
○土地改良区の役員の選任等	(農村計画課) 12
○土地改良区の役員の選任等	(〃) 12
○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別 措置法第13条第1項の規定に基づく公告	(循環社会推進課) 13
○土地改良事業(維持管理)計画の変更	(農村計画課) 13
登 載 依 頼	
○熊本県病院局会計規程の一部を改正する訓令	(病院局総務経営課) 13
○熊本県病院局行政文書管理規程の一部を改正する訓令	(〃) 14
○令和6年度(2024年度)第3回熊本県人権施策・啓発推 進委員会の開催	(人権施策・啓発推進委員会) 14
○熊本県森林審議会を開催	(森林審議会) 14

告 示

熊本県告示第930号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和6年(2024年)11月8日

熊本県知事 木 村 敬

- 保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡小国町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、阿蘇郡小国町(次の図に示す部分に限る。)
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
小国町(次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに小国町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第931号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和6年（2024年）11月8日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡小国町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、阿蘇郡小国町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
小国町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、小国町（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに小国町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第932号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和6年（2024年）11月8日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡小国町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、阿蘇郡小国町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
小国町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、小国町（次の図に示す部分に限る。）
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに小国町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第933号

次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。

令和6年（2024年）11月8日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡小国町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度、次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに小国町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第934号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により次のとおり公有水面埋立てを免許したので、同法第11条の規定により告示する。

令和6年(2024年)11月8日

熊本県知事 木 村 敬

1 出願者の住所及び氏名

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県 代表者 熊本県知事 木村敬

2 免許年月日及び番号

令和6年(2024年)10月29日

熊本県指令港第11号

3 埋立区域

(1) 位置

熊本県八代市港町262番42並びに同市新港町一丁目6番3、2番、4番1、4番2、4番3、4番5、17番及び19番に接する無番地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち①の地点と②の地点を結んだ線、②の地点と③の地点を結ぶ昭和49年(1974年)12月9日付け熊本県指令港第170号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線(隣接護岸公有水面埋立免許願書よりD.L.+4.30メートルに決定)、③の地点と④の地点を結ぶ昭和40年(1965年)10月28日付け熊本県告示第770号で竣功認可された埋立地と公有水面埋立との境界線(隣接護岸公有水面埋立免許願書よりD.L.+4.30メートルに決定)及び①の地点と④の地点を結ぶ昭和37年(1962年)9月20日付け熊本県告示第521号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線(隣接護岸公有水面埋立免許願書よりD.L.+4.30メートルに決定)により囲まれた区域並びに⑤の地点と⑥の地点を結んだ線、⑥の地点と⑦の地点を結ぶ平成14年(2002年)9月30日付け熊本県指令港第7号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線(隣接護岸公有水面埋立免許願書よりD.L.+3.60メートルに決定)、⑦の地点と⑧の地点を結ぶ昭和40年(1965年)10月28日付け熊本県告示第770号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線(隣接護岸公有水面埋立免許願書よりD.L.+4.30メートルに決定)及び⑤の地点と⑧の地点を結ぶ昭和49年(1974年)12月9日付け熊本県指令港第170号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線(県南広域本部土木部の指示によりD.L.+4.30メートルに決定)により囲まれた区域。

①の地点 高島二等三角点(北緯32度31分17秒1497、東経130度34分37秒0356(以下「基点」という。))から256度27分12秒2、111.32メートルの地点

②の地点 ①の地点から299度12分15秒341.81メートルの地点

③の地点 ②の地点から29度10分12秒4.61メートルの地点

④の地点 ③の地点から119度11分43秒341.81メートルの地点

⑤の地点 基点から262度39分59秒2、407.45メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から299度21分22秒241.20メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から29度13分50秒4.61メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から119度13分19秒241.22メートルの地点

(3) 面積

2,688.13平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

熊本県八代市港町262番42、同市新港町一丁目6番3、17番、19番、2番、4番1、4番2、4番3、4番5、17番及び19番に接する無番地の地内及び同地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㉗の地点と㉘の地点を結んだ線により囲まれた区域。

㉗の地点 基点から256度44分32秒2、100.22メートルの地点

㉘の地点 ㉗の地点から209度07分59秒150.01メートルの地点

㉙の地点 ㉘の地点から299度11分38秒626.32メートルの地点

㉚の地点 ㉙の地点から29度12分58秒150.67メートルの地点

(3) 面積

94,150.46平方メートル

4 埋立地の用途
道路用地

熊本県告示第935号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定により公金の収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託したので、同条第2項及び熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第28条の2の規定により告示する。

令和6年（2024年）11月8日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 公金事務の委託を受けた者（以下「指定公金事務取扱者」という。）の名称及び事務所の所在地
- (1) 名称 熊本県森林組合連合会
- (2) 所在地 熊本県熊本市東区戸島二丁目3番35号
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
- 令和6年度（2024年度）県有林整備事業第3号業務に係る素材売払代金
- 3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日
- 令和6年（2024年）10月21日
- 4 法第243条の2第1項の規定による委託をした日
- 令和6年（2024年）10月21日
- 5 指定公金事務取扱者が委託を受けて公金事務を行うことができる期間
- 令和6年度（2024年度）県有林整備事業第3号業務の委託契約期間

熊本県告示第936号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和6年（2024年）11月8日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
音楽ルーム ひまわり 葦北郡津奈木町大字岩城2124番地1	株式会社ひまわり 葦北郡津奈木町大字岩城2124番地1 淵上 紗千子	令和6年（2024年）11月1日	4351900081	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス

熊本県告示第937号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和6年（2024年）11月8日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ENLINK	リハビリ特化型 デイサービス アクトラボ	荒尾市下井手188番地1	令和6年（2024年）11月1日	通所介護

熊本県告示第938号

昭和62年1月27日付け熊本県指令港第20号及び熊本県指令河第79号で承認した八代港公有水面埋立てについて、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第3項において準用する同法第13条の2第1項の規定により、次のとおり埋立地の用途の変更を承認した。

令和6年（2024年）11月8日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 承認を受けた者の住所及び氏名
- 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号

- 国土交通省九州地方整備局
代表者 国土交通省九州地方整備局長 森田康夫
- 2 承認年月日及び番号
令和6年(2024年)10月30日
熊本県指令港第12号
熊本県指令河第12号
- 3 埋立区域
(1) 位置
変更なし
(2) 区域
変更なし
(3) 面積
変更なし
- 4 埋立てに関する工事の施行区域
(1) 位置
変更なし
(2) 区域
変更なし
(3) 面積
変更なし
- 5 埋立地の用途
(変更前)
公園緑地用地 約37.6ヘクタール
都市機能用地 約3.2ヘクタール
道路用地 約3.0ヘクタール
(変更後)
製造業用地 約19.4ヘクタール
公園緑地用地 約18.7ヘクタール
都市機能用地 約3.2ヘクタール
道路用地 約2.5ヘクタール

熊本県告示第939号
森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和6年(2024年)11月8日

- 熊本県知事 木 村 敬
- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市坂本町市ノ俣字森下996番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字森下996番(次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ その他の森林については、主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第940号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。
令和6年(2024年)11月8日

熊本県知事 木 村 敬			
事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
クライスハイム合志須屋事業所 合志市須屋687番地1	ミナノワ株式会社 神奈川県川崎市川崎区東田町11番地27 大村 英壽	共同生活援助	令和6年(2024年)11月1日

短期入所クライス合志須屋 合志市須屋687番地1	ミナノワ株式会社 神奈川県川崎市川崎区東田町11番地27 大村 英壽	短期入所	令和6年(2024年)11月1日
-----------------------------	--	------	------------------

熊本県告示第941号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。
令和6年（2024年）11月8日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
ハリウッド 宇城市松橋町豊福225番1	社会福祉法人熊本県手をつなぐ育成会 熊本市中央区南千反畑町3番7号 川村 隼秋	就労継続支援A型	令和5年(2023年)3月31日

公 告

熊本県公告第698号
土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営袈裟尾地区土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、当該換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
利害関係人で不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。
令和6年（2024年）11月8日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 縦覧の期間 令和6年（2024年）11月11日から
令和6年（2024年）12月 6日まで
- 2 縦覧の場所 菊池市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
(1) 換地設計書
(2) 各筆換地明細書
(3) 清算金明細書
(4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第699号
土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営天草中央中地区（道面工区）土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。
この土地改良事業計画につき不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。
令和6年（2024年）11月8日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営天草中央中地区（道面工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和6年（2024年）11月11日から令和6年（2024年）12月6日まで
- 3 縦覧場所
天草市役所

熊本県公告第700号
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規

定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。
令和6年（2024年）11月8日

熊本県知事 木 村 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
テックランド人吉店
人吉市下林町字下川2101番

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) 九州テックランド人吉店
(変更後) テックランド人吉店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	変更前	変更後
①	株式会社正一電気 代表取締役 折田 正一 鹿児島県鹿児島市東谷山32番26号	株式会社九州テックランド 代表取締役 折田 正二 群馬県高崎市栄町1番1号
②	株式会社九州テックランド 代表取締役 折田 正二 群馬県高崎市栄町1番1号	株式会社ヤマダデンキ 代表取締役 上野 善紀 群馬県高崎市栄町1番1号

3 変更の年月日
上記2の(1)及び(2)①
平成20年（2008年）9月30日
上記2の(2)②
令和3年（2021年）7月1日

4 届出年月日
令和6年（2024年）10月17日

5 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局総務振興課
令和6年（2024年）11月8日から令和7年（2025年）3月8日まで

6 その他
法第8条第2項の規定により意見を有する者は、この公告の日から令和7年（2025年）3月8日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課に提出することができる。
なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

熊本県公告第701号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。
令和6年（2024年）11月8日

熊本県知事 木 村 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
テックランド人吉店
人吉市下林町字下川2101番

2 変更しようとする事項の概要

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 平面駐車場	61台	隔地駐車場	27台	合計	88台
(変更後) 平面駐車場	49台			合計	49台

② 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 店舗南側	21㎡	敷地南東側	39㎡	合計	60㎡
(変更後) 店舗南側	21㎡	敷地南西側	39㎡	合計	60㎡

(2) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 駐車場出入口	4箇所
(変更後) 駐車場出入口	3箇所

3 変更する年月日
令和7年（2025年）6月18日

4 届出年月日
令和6年（2024年）10月17日

5 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局総務振興課

令和6年（2024年）11月8日から令和7年（2025年）3月8日まで

- 6 その他
- 法第8条第2項の規定により意見を有する者は、この公告の日から令和7年（2025年）3月8日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課に提出することができる。
- なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

熊本県公告第702号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和6年（2024年）11月8日

熊本県知事 木 村 敬

1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者		賃借権の設定等を受ける者		農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	氏名又は名称	住 所	
宇野 ハルヨ	熊本市	有限会社オーガニックプロデュース	菊陽町	熊本市東区鹿帰瀬町511ほか1筆
徳山 高巳	熊本市	中島 敏春	熊本市	熊本市東区鹿帰瀬町48ほか5筆
岡本 幸人	熊本市	中島 敏春	熊本市	熊本市東区鹿帰瀬町103－1ほか1筆
永井 伸吉	熊本市	吉元 美寿々	合志市	熊本市東区平山町2558ほか1筆
今村 友弘	熊本市	吉元 美寿々	合志市	熊本市東区平山町2555
山本 勝幸	熊本市	株式会社アグリともあい	熊本市	熊本市東区弓削町188－1
大津 智代子	熊本市	株式会社アグリともあい	熊本市	熊本市東区上南部四丁目476－1
西村 寿代	熊本市	株式会社アグリともあい	熊本市	熊本市東区上南部四丁目620
岡本 千代同	熊本市	株式会社アグリともあい	熊本市	熊本市東区上南部四丁目618
永野 和博	熊本市	株式会社アグリともあい	熊本市	熊本市東区上南部一丁目364－1
古谷 イツ子	熊本市	株式会社アグリともあい	熊本市	熊本市東区石原町198
南部 継博	熊本市	南部 文明	熊本市	熊本市東区上南部一丁目560－1ほか4筆
江藤 整	熊本市	岡松 賢一	熊本市	熊本市東区戸島町1475－1ほか1筆
坂本 英子	熊本市	内田 潤矢	熊本市	熊本市西区西松尾町字小林3781
坂本 朗 外1名	熊本市	東 宗太	熊本市	熊本市西区松尾町平山字神田原6－30
古賀 良一（亡）古賀フサ子	熊本市	村田 護	熊本市	熊本市西区中原町字中道361－3
藤原 通隆	熊本市	村田 護	熊本市	熊本市西区中原町字中道36

				2-1
松本 孝	熊本市	松本 智美	熊本市	熊本市西区河内町船津字田代 1464-1ほか16筆
杉本 登	熊本市	杉本 大成	熊本市	熊本市西区河内町岳字亀ノ甲 319-1ほか8筆
村上 幸史	熊本市	村上 奨真	熊本市	熊本市西区河内町白浜字中加 倉429-1ほか1筆
松村 浩一	熊本市	松村 隆一	熊本市	熊本市西区河内町野出字段畑 1384-1
松村 浩一	熊本市	株式会社紅乃 果ファーム	熊本市	熊本市西区河内町野出字石水 1283-2
太田 拓也	熊本市	作本 雄二郎	熊本市	熊本市南区御幸西無田町字宮 田573-1
澤村 穂澄	熊本市	作本 雄二郎	熊本市	熊本市南区御幸西無田町字堀 川口523-1ほか1筆
中村 紘	熊本市	堀川 博史	熊本市	熊本市南区白石町字北潟10 81
上妻 利博	熊本市	山口 祥吾	熊本市	熊本市南区八分字町字堂ノ本 1245
宮本 政司	熊本市	有限会社グリー ンズ白石	熊本市	熊本市南区孫代町字下河原5 78ほか2筆
大野 玉津奈	熊本市	有限会社グリー ンズ白石	熊本市	熊本市南区孫代町字下河原5 55ほか2筆
橋本 夏義	熊本市	有限会社グリー ンズ白石	熊本市	熊本市南区孫代町字下河原5 63ほか1筆
村上 久野	熊本市	有限会社グリー ンズ白石	熊本市	熊本市南区孫代町字下河原5 72ほか1筆
林 典久	熊本市	有限会社グリー ンズ白石	熊本市	熊本市南区孫代町字下河原5 56
西島 喜義	熊本市	有限会社グリー ンズ白石	熊本市	熊本市南区砂原町字上九反田 718ほか2筆
太田 一昭	熊本市	有限会社グリー ンズ白石	熊本市	熊本市南区孫代町字中道念4 56
古閑 露美	熊本市	有限会社グリー ンズ白石	熊本市	熊本市南区孫代町字下河原5 79-1
河上 さち子 (亡) 河上 守雄	熊本市	馬原 公博	熊本市	熊本市南区美登里町字東ノ内 13-1ほか1筆
下田 利一	熊本市	馬原 公博	熊本市	熊本市南区美登里町字本沖1 45-1ほか2筆
下田 誠也	熊本市	馬原 公博	熊本市	熊本市南区美登里町字本沖1 50-1ほか3筆
三角 一郎	熊本市	岡本 栄一	熊本市	熊本市南区富合町菰江字長六 613-2
平川 敬逸 (亡) 平川 早苗	熊本市	小佐井 親幸	熊本市	熊本市北区改寄町字松尾原2 57ほか1筆
平川 敬逸 (亡) 平川 早苗	熊本市	小佐井 雄一	熊本市	熊本市北区改寄町字五反畑5 70-1ほか1筆
西本 一也	熊本市	熊本大同フー ズ株式会社	熊本市	熊本市北区貢町字大塚原12 50-1ほか3筆

小佐井 君代	熊本市	小佐井 勇治	熊本市	熊本市北区改寄町字城ヶ下3 9-1ほか2筆
緒方 弘幸	熊本市	坂梨 博則	熊本市	熊本市北区梶尾町字金筒14 85-1
道野 テル子	熊本市	熊本大同フーズ株式会社	熊本市	熊本市北区太郎迫町字露込7 44-1ほか1筆
牛島 和明	熊本市	熊本大同フーズ株式会社	熊本市	熊本市北区改寄町字五反畑5 72-1ほか2筆
田尻 武俊	熊本市	熊本大同フーズ株式会社	熊本市	熊本市北区太郎迫町字南尾迫 851-1ほか1筆
田尻 勝實	熊本市	熊本大同フーズ株式会社	熊本市	熊本市北区植木町鐙田字懈ノ 本216-1
高木 努	熊本市	バトン株式会社	熊本市	熊本市北区植木町山本字襟迫 871
高木 實	熊本市	バトン株式会社	熊本市	熊本市北区植木町山本字東原 681ほか2筆
坂本 英子	熊本市	農事組合法人うめどう	熊本市	熊本市西区西松尾町字淘揚4 508-1ほか1筆 〔一時利用地 熊本市西区西松尾町字淘揚1 01-1〕
岩田 博文	熊本市	池田 雄輔	熊本市	熊本市西区小島下町字住吉四 番割4016ほか2筆 〔一時利用地 熊本市西区小島下町字住吉四 番割237-4〕
岩田 博文	熊本市	森 日出輝	熊本市	熊本市西区小島下町字住吉四 番割4054 〔一時利用地 熊本市西区小島下町字住吉四 番割239-4〕
皐月 昭二	相良村	森山 茂	相良村	球磨郡錦町大字木上北字茶屋 場1455-24
水本 重利	錦町	株式会社有田 牧場	錦町	球磨郡錦町大字西字大王原1 12-1
松岡 太輝 (亡) 松岡 政則	錦町	立作 浩一	錦町	球磨郡錦町大字西字小迫16 61-64
福本 とみ子	錦町	村田 輝幸	錦町	球磨郡錦町大字一武字下野2 998-6ほか2筆
倉岡 渉	御船町	宅本 誠也	御船町	上益城郡御船町大字小坂字免 ノ鼻2246・2248合併
本田 安洋	御船町	宅本 誠也	御船町	上益城郡御船町大字小坂字免 ノ鼻2249ほか1筆
本田 登	御船町	宅本 誠也	御船町	上益城郡御船町大字小坂字下 原2161
佐藤 はるみ	大分県 別府市	宅本 誠也	御船町	上益城郡御船町大字小坂字下 原2162
川上 國治	嘉島町	宅本 誠也	御船町	上益城郡御船町大字小坂字下 船橋79-1ほか1筆
吉澤 善喜	御船町	吉澤 由貴	御船町	上益城郡御船町大字田代字吉 無田8405-197

井手 武人	熊本市	原田 一道	山都町	上益城郡山都町柚木字東前4 68-1ほか2筆
-------	-----	-------	-----	---------------------------

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人熊本す ぎかみ農場	熊本市	熊本市南区城南町坂野字東天神原1812
吉田 敬純	熊本市	熊本市北区植木町平井字井手上1461
春田 修一	熊本市	熊本市北区植木町平井字土田1681-1
桑野 大司	氷川町	八代郡氷川町大野字上天堤2096-11
桑野 大司	氷川町	八代郡氷川町大野字上天堤2093-1ほか 3筆
桑野 まどか	氷川町	八代郡氷川町大野字上天堤2093-1
農事組合法人野津南	氷川町	八代郡氷川町野津字上北3943
農事組合法人東網道	氷川町	八代郡氷川町網道字四参番割691-3ほか 63筆

2 認可年月日
令和6年（2024年）11月1日

熊本県公告第703号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和6年（2024年）11月8日

熊本県知事 木 村 敬

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字蛙石1866番1、同1866番8及び里道の一部
1,890.41平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市御代志868番地
上林工業株式会社

熊本県公告第704号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和6年（2024年）11月8日

熊本県知事 木 村 敬

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字新町1629番1、同1630番1、同1630番2、同1631番1及び水路の一部
3,793.46平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市中央区平成三丁目16番27号
株式会社九建ホーム

熊本県公告第705号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和6年（2024年）11月8日

熊本県知事 木 村 敬

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
宇土市岩古曾町字小無田2243番、同2245番及び同2247番1
4,090.91平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市中央区水前寺一丁目22番18号
株式会社タウン開発

熊本県公告第706号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する

る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和6年（2024年）11月8日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字砥川字小路2304番3
380.21平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡益城町大字古閑57番地1レジデンスNAKAMURA305号
荒川 政夫

熊本県公告第707号

上益城郡山都町に事務所を置く矢部土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和6年（2024年）11月8日

熊本県知事 木 村 敬

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	梅田 穰	上益城郡山都町柚木285番地

熊本県公告第708号

熊本市に事務所を置く渡鹿堰土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和6年（2024年）11月8日

熊本県知事 木 村 敬

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	北口 和皇	熊本市中央区国府本町5-7
理事	嶋村 鎮雄	熊本市東区画図町所島402-1
理事	古上 俊一	熊本市南区御幸笛田6-1-23
理事	米村 達成	熊本市南区田迎3-11-30
理事	米村 邦男	熊本市南区御幸西1-15-19
理事	中村 寿人	熊本市南区良町3-2-80
理事	内田 敏治	熊本市中央区八王寺町38-12
理事	中村 光信	熊本市南区平田1-6-19
理事	田中 修	熊本市南区近見3-1-3
理事	橋本 隆之	熊本市南区南高江2-12-9
監事	倉澤 謙作	熊本市東区画図町重富526-1
監事	林田 四郎	熊本市南区御幸木部2-9-28
監事	園田 芳信	熊本市南区近見6-9-35
監事	有田 信和	熊本市南区田井島3-11-64
就任		
理事	嶋村 鎮雄	熊本市東区画図町所島402-1
理事	古上 普史	熊本市南区御幸笛田5-3-37
理事	宮本 勝徳	熊本市南区良町5-15-140
理事	米村 邦男	熊本市南区御幸西1-15-19
理事	林田 四郎	熊本市南区御幸木部2-9-28
理事	中村 光信	熊本市南区平田1-6-19
理事	園田 芳信	熊本市南区近見6-9-35
理事	後藤 隆夫	熊本市南区南高江2-2-3
監事	倉澤 謙作	熊本市東区画図町重富526-1
監事	古上 俊一	熊本市南区御幸笛田6-1-23
監事	有田 信和	熊本市南区田井島3-11-64

熊本県公告第709号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分等措置を講ずべきことを命ずべき保管事業者を確知することができないため、法第13条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年（2024年）11月8日

熊本県知事 木 村 敬

1 講ずべき処分等措置の内容

- (1) 熊本県八代市鏡町中島1255番地において保管されている高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であるコンデンサー2台（以下「本件廃棄物」という。）について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分業許可を有する者（以下「処分業者」という。）に対し、処分の委託を行うこと。
- (2) 本件廃棄物の運搬は、本件廃棄物からポリ塩化ビフェニルが漏えいしないよう必要な措置を講じた上で、廃棄物処理法に基づき、当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の運搬を業として行うことができる者に委託すること。

2 措置の期限

令和6年（2024年）12月7日（土）

3 処分等措置を講じないとき

保管事業者が2の期限までに1の処分等措置を講じないときは、熊本県知事が当該処分等措置を講じ、当該処分等措置に要した費用は、法第13条第2項及び第3項の規定により、保管事業者から当該措置に要した費用を徴収することがある。

4 問合せ先

熊本県環境生活部環境局循環社会推進課（熊本市中央区水前寺六丁目18番1号）
電話096-333-2278

熊本県公告第710号

宇城市に事務所を置く松橋町外一ヶ町土地改良区理事長本崎弘から認可の申請があった土地改良事業（維持管理）計画の変更については、令和6年（2024年）11月1日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

令和6年（2024年）11月8日

熊本県知事 木 村 敬

1 縦覧に供する書類の名称

変更後の土地改良事業（維持管理）計画書の写し

2 縦覧期間

令和6年（2024年）11月11日から令和6年（2024年）12月6日まで

3 縦覧の場所

宇城市役所
松橋町外一ヶ町土地改良区事務所

登載依頼**熊本県病院局管理規程第5号**

熊本県病院局会計規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年11月8日

熊本県病院事業管理者 平 井 宏 英

熊本県病院局会計規程の一部を改正する訓令
熊本県病院局会計規程（平成20年熊本県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第82条第1項中「契約書」の次に「（当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。次項、第83条、第84条及び第92条第1項において同じ。）」を加え、同条第2項本文中「しなければ」を「し、又は記録しなければ」に改め、同条第3項中「により契約書」の次に「（当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）」を加え、「のうえ、」を「して」に、「しなければ」を「し、又は当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録に地方自治法第234条第5項に規定する措置を講じなければ」に改める。

第84条中「請書」の次に「（当該請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）」を加える。

第117条中「契約書」の次に「（電磁的記録を作成する契約案件にあっては、契約書に記載すべき事項を記載した書類とする。次条第2項において同じ。）」を加える。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

熊本県病院局管理規程第6号

熊本県病院局行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年11月8日

熊本県病院事業管理者 平 井 宏 英

熊本県病院局行政文書管理規程の一部を改正する訓令
熊本県病院局行政文書管理規程（平成24年熊本県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(10) 電子契約サービス 県及び契約の相手方の指示に基づき、契約内容を記録した電磁的記録に電子署名を行うサービスをいう。

第37条第1項中「施行する文書」の次に「（電子契約サービスによる電子署名を除く。以下この項及び次項において同じ。）」を加える。

第38条第3項中「又は電子メールにより」を「若しくは電子メールにより、又は電子契約サービスを利用して」に改め、同条第4項中「又は電子メールにより」を「若しくは電子メールにより、又は電子契約サービスを利用して」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

熊本県人権施策・啓発推進委員会公告第3号

令和6年度（2024年度）第3回熊本県人権施策・啓発推進委員会を、次のとおり開催する。

令和6年（2024年）11月8日

熊本県人権施策・啓発推進委員会委員長

- 1 開催日時
令和6年（2024年）11月21日（木）午後1時30分～
- 2 開催場所
熊本県防災センター101・102会議室
- 3 議題
(1) 熊本県人権教育・啓発基本計画第5次改定について
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続き
傍聴の受付は、会議開始時刻の30分前から先着順で行い、定員に達し次第、受付を終了する。
- 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県環境生活部県民生活局人権同和政策課

熊本県森林審議会公告第1号

熊本県森林審議会を、次のとおり開催します。

令和6年（2024年）11月8日

熊本県森林審議会事務局

- 1 開催日時
令和6年（2024年）11月25日（月）
午後2時30分から
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館5階 審議会室
- 3 議題
(1) 諮問事項
ア 白川・菊池川地域森林計画（案）について
イ 地域森林計画変更計画（案）について
(2) 報告事項
熊本県水とみどりの森づくり税について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻の5分前までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県森林審議会事務局（熊本県農林水産部森林局森林整備課森林計画班）
（096－333－2441）